別表第四の一の五の項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法」を「公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法」に改める。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正）

第九条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同条第四項中「第三十条の四」を「第三十条の四第一項」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の項中「第三十条の五第一項」の下に「及び第四項」を加え、「第三十条の六第三項」を「第三十条の六第四項及び第五項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十一条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項又は第三項」に改める。

第五条第三十項中「当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有している」を「同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた」に改め、同条第三十一項ただし書中「勾引」を「勾引（こういん）」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第十二条　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「において準用する同法第二十四条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項」を「第一項」に、「（行政不服審査法）を「（同法）に、「、行政不服審査法」を「、同法」に、「第二十五条第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十四条第一項及び第二項」を「第二十四条第二項」に、「投票人名簿の登録に関する」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

投票人は、投票人名簿の登録に関し不服があるときは、前条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

第二十六条第一項中「第二十五条第一項において」を「第二十五条第二項において」に改める。

第三十八条第一項中「公職選挙法第三十条の七第一項に規定する経由領事官」を「その者に係る公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官」に、「当該在外投票人名簿に登録した者に係る」を「その者に係る」に改める。

第三十九条第三項中「において準用する同法第二十四条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項」を「第一項」に、「（行政不服審査法）を「（同法）に、「、行政不服審査法」を「、同法」に、「第三十九条第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十四条第一項及び第二項」を「第二十四条第二項」に、「在外投票人名簿の登録に関する」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

投票人は、在外投票人名簿の登録に関し不服があるときは、前条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

第四十条第一項中「第三十九条第一項」を「第三十九条第二項」に改める。

第十三条　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官」の下に「又はその者に係る同法第三十条の六第五項の規定による同条第四項に規定する在外選挙人証（以下「在外選挙人証」という。）の交付を経由した領事官」を加える。

第六十二条第一項第一号中「（公職選挙法第三十条の六第三項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。）」を削る。

第百十八条第三項中「第三十条の五第一項」の下に「又は第四項」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十五号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第一条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第六十一条第三十一項」を「並びに第六十一条第三十三項及び第三十四項」に改める。

第六十一条第四項中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同条第六項中「以下」を「次項及び第五項において」に改め、「「若しくは子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）」とあるのは「、子」と」を削り、「行政執行法人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（第二十九項において「指定期間」